

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和6年3月18日認可した。

令和6年3月26日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）大下所地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下川原地区